（市町村の設置に係る最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第五条の十　法第九条の三第十一項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～四　（略）

五　埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状

六～九　（略）

2　（略）

（市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請）

第五条の十の二　法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　埋め立てた一般廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

五～十六　（略）

2　（略）

第五条の十の二の二　法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の廃止の確認を受けようとする市町村は、前条第一項第一号から第三号まで、第五号から第十二号まで及び次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　埋め立てた水銀処理物の数量

二　最終処分基準省令第一条の二第二項第四号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度

三　最終処分基準省令第一条の二第三項第三号の規定により講じた措置の内容

2　前項の申請書については、第五条の五の二の二第二項の規定を準用する。

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第五条の十の五　第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（記録する事項）

第五条の十の八　第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号（第四号及び第五号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（市町村の設置に係る最終処分場に係る埋立処分の終了の届出）

第五条の十　法第九条の三第十一項において準用する法第九条第四項の規定による市町村の設置に係る最終処分場の埋立処分の終了の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～四　（略）

五　埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状

六～九　（略）

2　（略）

（市町村の設置に係る最終処分場の廃止の確認の申請）

第五条の十の二　法第九条の三第十一項において準用する法第九条第五項の規定による市町村の設置に係る一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

五～十六　（略）

2　（略）

（新設）

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第五条の十の五　第五条の六の二の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第六項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の二中「第四条の五の二各号」とあるのは「第四条の五の二各号（第四号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。

（記録する事項）

第五条の十の八　第五条の六の五の規定は、法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第七項の環境省令で定める事項について準用する。この場合において、第五条の六の五中「第四条の七各号」とあるのは「第四条の七各号（第四号に係る部分を除く。）」と読み替えるものとする。